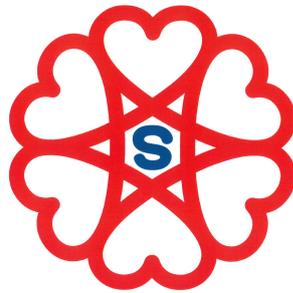


令和4年度

通常総会

開催日 令和4年5月11日（水曜日）



広川町商工会女性部

誓いの言葉

- わたしたち商工会女性部は、女性の特性をいかし、地域振興発展の良き協力者であるとともに、推進者となる。
- わたしたち商工会女性部は、商工女性の使命感に徹し、組織活性化の原動力となる。
- わたしたち商工会女性部は、社会一般の福祉の増進に務め、豊かなまちづくりの担い手となる。

令和4年度広川町商工会女性部通常総会

次 第

1 議 案

第1号議案 令和3年度事業報告書並びに収支決算書の承認について

監 査 報 告

第2号議案 令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の決定について

第1号議案

令和3年度事業報告書並びに収支決算書の承認に
ついて

令和3年度事業報告書並びに収支決算書を次のとおり
提出する。

令和4年5月11日

広川町商工会女性部
部長 石原敦子

令和3年度事業報告書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

我が国経済は、感染症拡大の影響で生活様式の変化による消費の変化、不要不急の外出控えなどによりかつて無い低迷を歩み続けました。

併せて、地方の中小・小規模事業者においては、感染症対策の影響で人流変化により観光関連業が廃業寸前の厳しい経営状況に追い込まれました。

このような中、経営者であり、経営者の良き協力者である商工女性は、どのような環境でも持続化する経営を模索しつつ、国県などの行政機関の対応に協力しながら地域活性化のため粛々として事業を進めました。

また、各地域での各種団体の推進力となって、感染拡大防止に努めるとともに、地域社会の持ち直しのために協力しました。

なお、実施しました事業については次のとおりです。

令和3年度事業実施の概要

広川町商工会女性部

年月日	内 容	場 所	参加人員
3.4.6	和歌山県女性連役員会	和歌山市「ダイワロイネットホテル」	竹中前部長
3.4.13	広川町商工会女性部役員会	広川町商工会 応接室	役員 11名
3.4.27	広川町商工会女性部通常総会	広川町商工会 2階会議室	部員 15名

年月日	内 容	場 所	参加人員
3. 4.29	令和3年度和歌山 県女性連通常総会 ・資質向上研修会 【総会のみ開催】	和歌山市「JA ビル」	石原部長 竹中前部 長
3. 6.23	和歌山県女性連役 員会	和歌山市「ダイ ワロイネットホ テル」	石原部長
3. 6.24	有田郡女性連・監 事会・通常総会	湯浅町 湯浅え き蔵	正副部長
3. 7.15	令和3年度商工会 女性部主張発表和 歌山県大会	白浜町 「SHIRAHAM A KEY TERRACE HOTEL SEAMORE」	石原部長
3. 7.29	和歌山県女性連役 員会	web 開催	石原部長
3. 9. 7	近畿ブロック商工 会 女性部主張発 表大会 zoom	兵庫県神戸市 「ザ マーカス スクエア神戸」	石原部長
3.10. 1	第48回商工女性 学校	和歌山県JAビ ル 11階「1 1-AB」	欠席
3.10.19 ～ 10.21	商工会女性部全国 大会（大分大会） 【延期】4年2月 へ	大分県別府市	
4. 1. 6	女性部正副部長打 ち合わせ	広川町商工会 応接室	正副部長
4. 2. 1	女性部県外視察 【中止】	京都市	

年月日	内 容	場 所	参加人員
4. 2.10	県女性連役員会 【延期】	和歌山市シェア オフィス和歌山 駅前	
4. 2.14 ~2.16	商工会女性部全国 大会（大分大会） 【延期分】	大分県別府市	欠席
4. 3.23	令和3年度商工会 女性部リーダー研 修会並びに部長会 議	SHIRAHAMA KEY TERRACE HOTEL SEAMORE	石原部長

令和4年度監査報告書

令和4年5月11日

広川町商工会女性部

部長 石原 敦子 様

令和4年4月28日部長から提出された令和3年度事業報告書、収支決算書及び証拠書類の各事項について監査したところ、その内容は適切なものと認めます。

監事 寺村 弘美 

監事 吉田 朋子 

第2号議案

令和4年度事業計画並びに収支予算の決定について

令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）を次のとおり提出する。

令和4年5月11日

広川町商工会女性部

部長 石原 敦子

令和4年度事業計画（案）

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

1 基本方針

我が国の経済は、感染症というパンドラの箱にある「希望」という底辺からの出口に近づきつつあるようであるが、商工会地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、大きく変化し以前の状態に戻らず厳しい状況にあります。

また、今までの累積課題である経営者自身の高齢化や後継者難などと相まって、なんとか持ちこたえることを見いだすが精一杯の状況にあります。

こうした状況の中で、商工女性として今まで培った特性を生かし、知識と感覚、経営の合理化、顧客サービスの向上に取り組み経営の改善に務めなければなりません。

商工女性として持てる力を発揮し、「地域に貢献する商工会女性部」として地域社会の活性化に向かって事業を積極的に展開し、状況の立て直しを図ります。

2 事業

（1）研修活動

商工女性として必要な経営知識の習得と資質の向上を図るため、研修会、研究会に参加する。

①女性部資質向上研修会

日時 令和4年 4月27日（水）

場所 和歌山市 ダイワロイネットホテル和歌山

②主張発表和歌山県大会・第49回商工女性学校

日時 令和4年 7月12日（火）～13日（水）

場所 白浜町 ホテルシーモア

③近畿ブロック商工会女性部主張発表大会

日時 令和4年 9月 6日（火）～7日（水）

場所 奈良市 ホテル日航奈良

④商工会女性部全国大会（仙台大会）

日時 令和4年10月25日（火）～26日（水）

場所 仙台市 仙台国際センター

(2) 広報及び意見活動

部員に対しての情報提供、意識調査や消費者ニーズの調査を行うと共にその成果に基づき関係機関に具申を行う。

(3) 地域活動

地域経済活性化のため消費者懇談会の開催、女性団体との連携、地元観光資源の保全、宣伝活動の推進。

(4) 生活・地域振興活動

住みよい地域づくりをめざして青少年の健全育成、地域文化の創造、日本遺産や稲むらの火まつり、広川町ふるさとまつりなどの地域振興への協力、健康づくり、体力づくりの活動。

(5) 奉仕活動

地域社会の魅力づくり実現のため地域の美化運動、イベントの開催、交通安全運動、献血運動並びに社会福祉施設への慰問。

(6) 商工会事業への参加

商工会が行う各行事、講演会に積極的に参加する。

(7) 他町村女性部との交流、連携を図る。

(8) 組織強化のため部員の増強を図り、部員相互の親睦を深める事業を行う。

(9) 関係団体と協調して、社会福祉に寄与する事業を行う。

(10) 盲導犬育成事業の協力と推進。

女性部運営規約

（目的）

第1条 この規定は、広川町商工会（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、広川町商工会女性部の円滑な運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として女性部を置く。

（事業）

第3条 本女性部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関する事
- (2) 広報及び意見活動に関する事
- (3) 地域活動に関する事
- (4) 生活改善活動に関する事
- (5) 社会一般の福祉の増進に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う事

（部員の資格）

第4条 女性部員たる資格を有する者は、本会の会員たる商工業者（法人にあっては、その役員）若しくはその配偶者又は本会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、女子とする。

2 前項の規定にかかわらず、本女性部の事業の円滑な推進のために必要であるとして、常任委員会が特に承認した場合は、部員となることができる。

（加入）

第5条 部員たる資格を有する者で本女性部に加入しようとする者は、様式1による加入申込書を提出して、常任委員会の承諾を受けなければならない。

2 前項の加入申込者については、常任委員会が加入を承諾した場合は、様式2による加入承諾書をもって、加入申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた者は、所定の部会費を納入したときに本女性部の部員となる。

(議決権)

第6条 部員は、各々1個の議決権を有する。

2 部員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は他の部員でなければならない。

3 前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

4 前項の規定により代理権を行使する者は、出席者とみなす。

5 第2項の代理人は、議決権を行使する前にその代理権を証する書面を部に提出しなければならない。

(部会費)

第7条 部員は、部会費を納入しなければならない。

2 前項の部会費の額及びその払込の方法並びに納期は、部員総会の議決を経て別に定める。

(脱退)

第8条 部員は、次の場合には、脱退する。

(1) 部員たる資格を喪失した場合

(2) 死亡した場合

(3) 除名された場合

2 前項の場合のほか脱退しようとする部員は、様式3による脱退予告書を提出して脱退することができる。

(役員)

第9条 本女性部に、次の役員を置く。

(1) 部長 1人

(2) 副部長 2人

(3) 常任委員 若干名

(4) 監査委員 若干名

(役員職務)

第10条 部長は、本女性部を代表し、部を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長が事故あるときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。

3 常任委員は、部長及び副部長を補佐し、部の運営に従事する。

4 監査委員は、部の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を部員総会に報告する。

(役員任免)

第11条 役員は、部員総会において部員の互選により選任し、又は解任するものとする。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 本女性部に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、常任委員会の同意を得て部長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、常任委員会に出席して意見を述べるることができる。

(部員総会)

第14条 部員総会は、通常部員総会及び臨時部員総会の2種とし、部長が招集する。

2 通常部員総会は、毎年1回開催することとし、臨時部員総会は、部長が必要と認めたときに開催する。

3 部員総会は、部員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 部員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部員総会の招集は、各部員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

6 部員総会の議長は、出席した部員の中から互選する。

7 部長は、部員総会の内容及び結果を会長に報告しなければならない。

(部員総会の決議事項)

第15条 この規約で別に定めるもののほか、次の事項は部員総会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること

(2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること

(常任委員会)

第16条 本女性部に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、部長、副部長及び常任委員の全員をもって組織する。

3 常任委員会は、部長が招集する。

4 常任委員会の招集は、各役員(監査委員を除く。以下本条において同じ。)に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

5 常任委員会の議長は、部長をもってあてる。

6 常任委員会における各役員の議決権は、各々1個とする。

7 第14条第3項及び第4項の規定は、常任委員会について準用する。
(常任委員会の決議事項)

第17条 次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) 部員総会に提案すべき事項
- (2) その他本女性部の業務の執行に関し重要な事項
(事業年度)

第18条 本女性部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(旅費規程の適用)

第19条 部員が部の用務のために出張する場合に支給する旅費に関しては、本会の旅費規程を適用する。

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。
(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、女性部の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。